



2017年(平成29年)

発行：豊見城市商工会 / 〒901-0242 豊見城市高安 358-2 TEL：850-2060 FAX：850-0462
編集・印刷：株式会社 クロスメディアウイル / 〒901-0225 豊見城市豊崎 3-71 TEL：850-8621 FAX：850-8622

■豊見城市商工会ホームページ <http://www.tomi-shoko.or.jp/>

インターネットで 豊見城市商工会 検索



① 産業フェスタ：オープニングセレモニー ② 女性部：ものづくり講習会
③ 青年部：九州親睦ソフトボール大会

contents

第4回とみぐすく産業フェスタ2017.....2
青年部.....4
女性部.....5
インボイス制度について.....6
業務改善助成金.....8



豊見城市商工会会報誌『絆』冬号

発行：豊見城市商工会

〒901-0242 豊見城市高安 358-2 TEL：850-2060 FAX：850-0462

編集・印刷：株式会社 クロスメディアウイル
〒901-0225 豊見城市豊崎 3-71 TEL：850-8621 FAX：850-8622

ニッポン一億総活躍プラン実現へ!



中小企業の
生産性向上を
支援します!



ニッポンの中小企業
応援部長
松木 安太郎 氏

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善
助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上
引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

制度の拡充により、最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできるようになりました。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



福岡支部会長会視察研修受け

2月13日、福岡支部会長会の視察研修受け入れを行い、豊見城市の概要説明や、商工会事業に関する取組状況について説明を行いました。

また、特産品開発及び販売力強化等の支援事例を紹介し、積極的な意見交換を行いました。



事業承継セミナーを開催しました

2月15日、豊見城市商工会大会議室において「経営者のための事業承継セミナー」を開催しました。中小機構沖縄事務所の事業承継コーディネーター神谷繁氏をお招きし、事例を交えながらわかりやすく講話を行っていただきました。セミナー終了後は参加者から様々な質問が投げかけられるなど、参加者にとって有意義なセミナーとなりました。



新規会員事業所紹介

平成28年11月～平成29年1月まで（加入日順）

事業所名	住所	業種（部会）
株式会社 しげ組	高安337-1 サンライズビュー平田1F	型枠工事（建設）
はんこ屋さん21 豊見城店	根差部725	印鑑・名刺・ゴム印製作（商業）
株式会社 北部観光バス	与根37-8	貸切バス（サービス）
友利内装	長堂347-1	内装業（建設）
株式会社 一球さん	真玉橋67	防滑施工・墓地・墓販売（建設）
一軒家サロン らんぶつぶ	饒波77	美容・エステ・リラクゼーションマッサージ（サービス）
キャスミートレード	根差部65-1	車のパーツ・雑貨（商業）
株式会社 健食沖縄	瀬長174-6 ウミカジテラス29	健康食品卸売・小売（商業）
Lucky Forever OKINAWA	豊崎1-719-1F	ダイビングサービス（サービス）
MOTOR FACTORY M機革	保栄茂633-1	車検・整備・売買（サービス）
経営支援研究所	真玉橋137-2	経営コンサルタント（サービス）
Re・+（リプラス）	豊見城298-2	壁紙張替・リメイク・修繕・ガーデニング（建設）

ご入会ありがとうございます

第4回 とみぐすく 産業フェスタ2017開催!!



1月21日・22日の両日、豊崎「道の駅内」において、「第4回とみぐすく産業フェスタ2017」が開催され、市内外から多くの来場者で賑わいました。飲食・物販合わせて約50の会員事業所が出店し、自社の製品やサービスのPRを行い、販路拡大に向けて奮起しました。

21日はエイサー団体による演武や豊見城中学校ダンス部によるダンスが披露されたほか、サザンバンドOKINAWAのライブではその迫力に会場は熱気と興奮に包まれました。

22日は市内各団体によるステージイベントや宜保市長も参加したカラオケ大会が開催されました。また、ステージイベントの最後を飾ったのはジョニー宜野湾オールスターズによる生ライブ。今回の産業フェスタの為に書き下ろした「とみぐすくのヒーロー」が披露されるなど、会場を盛り上げました。



多くの来場者で賑わいました！



宜保市長も参加したカラオケ大会



商工会青年部の重機体験コーナー



毎回行列ができるトマトつかみ取り



会場を盛り上げたジョニー宜野湾オールスターズ



FMとよみ出張おでかけ生放送

女性部

商工会の会員である商工業者（法人にあってはその役員）若しくはその配偶者又はその親族で、その会員の営む事業に従事する女性によって構成されています。商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深めることで、地域の商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて地域社会に広く貢献するための活動を行っています。

女性部新年会

1月27日、「女性部新年会」を開催しました。来賓に当銘会長、當間副会長、運天副会長、青年部正副部長をお招きし、親睦を深めるとともに、女性部活動の更なる飛躍を誓いました。



せせらぎ公園祭り

12月10日、せせらぎ公園で開催された「せせらぎ公園灯籠祭り」で女性部が沖繩そばを出店しました。当日は多くの方で賑わい、近隣住民と交流を深めることができました。



女性部員募集中!

会員の皆様、ぜひ女性部へのご加入又はご紹介よろしくお願ひします！女性部定例会への見学・体験入部も大歓迎です！詳しくは商工会まで。

万が一の備えに とよみ商工共済

～商工会が自信を持ってお薦めします。バツグンの費用対効果～

- ・一口900円で事業主、従業員、そのご家族を業務内外は問わず24時間保障。掛金は年齢・性別に関係なく一律です。（1被保険者につき最高4口までご加入いただけます。）
- ・死亡保険、高度障害保険金、障害給付金を備え、他にも通院、入院に対応。
- ・1年更新で医師の診査なし。
- ・毎年収支計算し、余剰金があれば配当もごぞいます。
- ・アクサ生命が引受会社のため安心してご加入いただけます。



お気軽に商工会までお問い合わせください。

IMPULSE 青年部

商工会青年部とは商工会を形成する1部会で、商工会の事業を積極的に推進すると共に、経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて地域の振興・発展、社会一般の福祉の増進、新しいまちづくりに取り組む組織です。

青年部望年会

12月10日、パシフィックホテル沖縄において「平成28年豊見城市商工会青年部望年会」を開催しました。青年部員、来賓合わせて62名が参加し、部員同士の親睦を深めるとともに、次年度に向けての思いを新たにしました。



サンタクロース事業

恒例となっている「青年部サンタクロースプレゼントどけ隊」を12月23日に実施しました。

青年部がサンタクロースやトナカイに扮して申し込みのあった市内の家庭や公民館15カ所を訪問し、預かったプレゼントを子供たちへ届けました。子供たちやその家族の笑顔は、青年部員にとって地域に対する思いを再認識する事業となりました。



青年部活動 随時更新中!

facebook『豊見城市商工会青年部』<http://www.facebook.com/tomishoseinenbu424>
ti-da Blog『ゆんたく通信』<http://impulse.ti-da.net>
FMとよみ『ゆんたく通信』毎週火曜日20:00～21:00 FM83.2MHz

安全・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。

中退共

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

労働保険の事務委託

委託した場合のメリット

- ☆特別加入(労災のみ)…事業主・家族従業員・会社役員の加入
- ☆労働保険料の分納(3回)



委託手数料は下記のとおりです。(保険料は別途徴収します。)

適用従業員数	委託手数料(円/月)	年間
1~2人	500	6,000
3~5人	1,000	12,000
6~10人	1,100	13,200
11~15人	1,200	14,400
16~25人	1,300	15,600
26~35人	1,500	18,000

※35人以上は定額1,500円に被保険者1人につき100円を加算
 ※二元適用事業所(建設業)については、別途一律3,000円を加算

委託事項

- ◆概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務
- ◆雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ◆保険関係成立届け、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の届出に関する事務
- ◆労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ◆その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

注) 労災保険給付金の請求等は含みません



沖縄雇用・経営基盤強化資金

マル経資金対象者よりも事業規模(従業員数)の大きい方が融資対象

無担保・無保証人・低金利

融資限度額/2,000万円以内
 融資利率/年1.06%
 (平成28年12月現在)

返済期間

- ・運転: 7年以内(据置1年以内)
- ・設備: 10年以内(据置2年以内)

- 常時使用する従業員が下記範囲の事業者
 - 商業・サービス業: 6~10人
(宿泊業、情報通信業及び老人福祉・介護事業: 6~15人)
 - 製造業・その他: 21~30人
- ※商工会・商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方。
 ※義務納税額を完納している方。
 ※その他要件あり。詳しくは商工会へお問い合わせください。

消費税のインボイス制度



①平成31年10月1日から消費税が10%へ、軽減税率も。

消費税は平成31年10月1日に10%へ引き上げられるとともに、軽減税率も導入されます。

②売上への価格転嫁、インボイス制度対策、検討していますか。

8%へ引き上げ時に価格転嫁が出来なくて、資金繰りが厳しくなっていませんか。消費税は、最終的に消費者に負担してもらうことを予定している税金です。その為、売上金額に消費税を転嫁することが重要になります。そうは言っても、なかなか難しいと思っている事業者の皆さま、10%へ引き上げ時の平成31年10月1日が価格転嫁をする良いタイミングです。また軽減税率導入に伴い、インボイス制度が導入されます。

③インボイス制度って?

平成35年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。この制度により、適格請求書発行事業者ではない免税事業者からの仕入れ等について、仕入税額控除が受けられなくなります。制度の内容について、早めに知って早めの対策が重要となります。

④免税事業者や、飲食料品の取り扱いがなければ大丈夫なの?

免税事業者でも、仕入や経費の消費税負担は上がっています。売上に消費税増税分を上乗せしないと、資金繰りが厳しくなります。また課税事業者・免税事業者を問わず、飲食料品の販売の有無に関係無く、区分記載請求書等の交付・受領が発生する場合があります。軽減税率制度への対応は必要です。

★価格転嫁ができないと、利益が減少します

商品力や経営体質の強化など、円滑に価格転嫁できるようにするための対応策などを検討しなければなりません。具体的には事業収益の確保、事業資金の管理、健全経営に向けた経営管理が必要になります。

★価格転嫁時の顧客離れのリスク対策

価格転嫁時の値上げイメージによる顧客離れ対策として、いろいろな工夫があります。例えば、税込価格から税抜価格への価格表示の変更や、消費税増税による端数をどのように価格へ反映させるか等、検討してみるのもいいでしょう。

出典「消費税転嫁対策攻略本」(平成26年8月、全国商工会連合会)

国家公務員の再就職等規制を御存じですか?

※次に例示した言動は再就職等規制違反のおそれがあります。なお、それぞれの規制に一部例外があります。

他の国家公務員等の再就職の依頼・情報提供等規制

誰かいい人いませんか?
 Aさん(国家公務員)を雇ってくださいませんか?
 <再就職の依頼>
 Bさん(国家公務員OB)は現在、無職なんです。(Bさん採用されるかも...)
 <情報提供>

親戚関係企業等への求職活動規制

定年はいつですか?
 3月に定年を迎えるけど、再就職先が決まっていないんですよ。
 <情報提供及び求職活動>

国家公務員OBの元の職場への働きかけ規制

うちの企業(再就職先)への処分を軽くしてほしい。
 まだ公示していない入札の情報を先に教えてほしい。
 <働きかけ>

※違反認定は、事実経過の全体的流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。
 ※詳しくは、ホームページを閲覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

内閣府 再就職等監視委員会事務局
 Cabinet Office

TEL:03-6268-7660~7668

URL: <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>



国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

~国家公務員・OBの再就職ルールに御協力ください~

- 1 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。
 再就職規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は国家公務員OBを雇用することが可能です。
 - 2 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。
 企業等からの依頼自体は規制されていませんが、所省による規制違反を未然に防ぐ観点から、所省に対し、国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたく考えています。
 - 3 自衛隊員にも再就職等規制が適用されるのですか。
 自衛隊員も同様の再就職等規制が適用されますが、従来どおり定年が60歳未満の若年定年である隊員や在職中の隊員の再就職の支援(就職支援)を行うことは認められています。詳しくは、ホームページを閲覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。
 - 4 これまでに違反認定された事例を教えてください。
 これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や再就職依頼行為があります。(次の下欄部のような趣旨の発言を違反として認定しています。)
- (1) 情報の提供行為(国家公務員法106条の2)
- 「Aさん(国家公務員OB)を雇用したいと考えています。Aさんは今どうされているか御存じですか?」
 「Aさんは前職を退職すると書いてありますので、今、仕事がないんじゃないですか?」
- (2) 自己の情報の提供行為、再就職要求行為(国家公務員法106条の3)
- 「何度も「もうすぐ定年退職」、「これが最後の仕事」と告げ、再就職の誘いを繰り返す」
 「(再就職の誘い) 親戚関係がなくならない事業及び時期を伝え、企業トップとの面会を要求」
- (注) 違反認定は、事実経過の全体的流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。
- 5 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。
 再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします(提供先は表面の下欄に記載)。御提供いただいた情報に基づき、当委員会の調査を行います。また、情報提供者が所属組織や調査元などに特定されることのないよう取り扱っておりますので、御安心ください。